

## 地方部会規程

### (地方部会の設置)

- 第1条 社会政策学会（以下、学会と呼ぶ）は会則第4条および第42条に基づき、次の地方部会を設置する。  
北海道部会 東北部会 関東・甲信越部会 東海部会 関西・北陸部会  
中国・四国部会 九州部会

### (地方部会への所属)

- 第2条 会員は会則第43条に基づき、その主な勤務先または通学先の所在地によって、地方部会へ所属する。会員が勤務先および通学先をもたない時は、その居住地によって地方部会に所属する。ただし海外在住者は、その所属する地方部会を選択し代表幹事に届け出た時、その地方部会に所属するものとする。

### (目的)

- 第3条 地方部会は地域における研究交流の活性化と地域を通じた学会参加機会の確保を目的とする。

### (組織と活動)

- 第4条 地方部会は複数の会員による運営委員会を置くことができる。また原則として、年1回以上の研究会等を開催するものとする。

### (役員を選出)

- 第5条 地方部会は研究会等を主催するための世話人および秋季大会企画委員を1名ずつ選出する。

### (研究会等の開催方法)

- 第6条 研究会等は複数の地方部会合同による開催および地方部会を分割しての開催を可能とする。

### (会費の徴収・補助金の支出)

- 第7条 地方部会は独自に会費を徴収することができる。学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる。

### (活動経費の支出)

- 第8条 地方部会の活動（総会、運営委員会、研究会等）に係る経費の支出は別に定める部会活動費補助規程および地方部会補助金支出ガイドラインに拠るものとする。

### (活動報告)

- 第9条 世話人は研究会開催等の毎年度の活動状況を社会政策学会幹事会（以下、幹事会と呼ぶ）の求めに応じて報告するものとする。幹事会は活動報告に基づき、部会活動に対する必要な支援を行う。

### (幹事会における担当者)

- 第10条 幹事会は地方部会の活動を支援するために地方部会担当者2名（チーフおよび副チーフ）を置く。地方部会担当者は各地方部会の意見を聴取するために大会開催時等に世話人会を開催することができる。

(会員名簿)

第 11 条 幹事会は毎年度春季の学会大会時に excel 形式の名簿をパスワード付きで地方部会世話人にメールで送信する。名簿およびパスワードの管理は原則として世話人のみが行う。

附 則 本規程は 2026 年 5 月 23 日から施行する。

制定 2026 年 5 月 23 日